



日本労協新聞

ICA・ワーカーズコープ

4/8
(2019年)
号 外

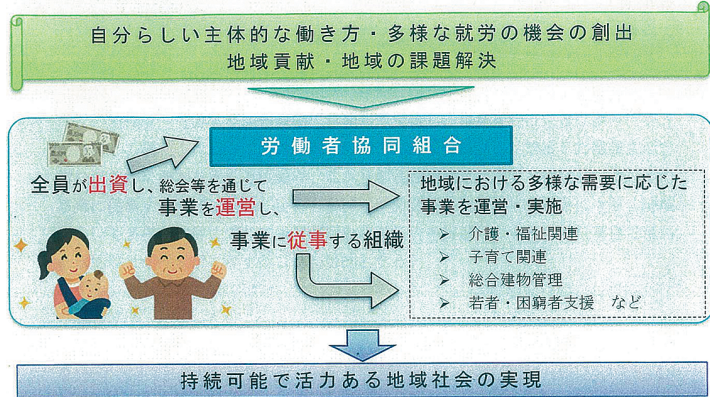
URL: http://www.roukyou.gr.jp E-mail: info@roukyou.gr.jp

発行所 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目44-3 池袋ISPタマビル7階
☎03(6907)8040 FAX 03(6907)8041
毎月 5日・15日・25日発行
会員外は1部162円 年5832円（送料7308円）
郵便振替 日本労協連機関紙誌部専用
東京 00170-8-186765
編集人 松沢常夫

「労働者協同組合法」を今国会で

「労働者協同組合法案〔仮称〕骨子」について

1 労働者協同組合とは



2 法制化の必要性

- 労働者協同組合により持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
 - 出資と労働が一体となった組織であって、
 - 地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、これらの性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

		企業組合	NPO法人	労働者協同組合
①	出資	あり	なし	あり
②	営利性	あり	なし	なし

3 「労働者協同組合法案〔仮称〕骨子」のポイント

- 組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事量による。
- 組合員は、組合と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、組合基準、事業の原則、設立（準則主義）、定款、役員（理事、監事・監査会）、総会、行政庁による監督等に関する規定を置く。

（与党ワーキングチーム作成説明図）



「協同労働という働き方は、いきいき働いて生きていくための最良モデル」と田村議員

時代に合う働き方

「田村先生は、協同労働という働き方、そして労働者協同組合と」

「田村 協同労働は、まさにこれからの時代」

「これからは、地域の課題を地域の人々で解決していく時代。地域で自分が活躍し、いき」

「正直に言うと、働く人たちが、出資をし、経営、運営にも責任を持つ協同労働という働」

「この組織について、どのように考えておられるか。」

「これからは、地域の課題を地域の人々で解決していく時代。地域で自分が活躍し、いき」

「正直に言うと、働く人たちが、出資をし、経営、運営にも責任を持つ協同労働という働」

「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長の田村憲久衆議院議員に「協同労働」という働き方の意義、労働者協同組合法の必要性などについて聞きました。」

与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長

田村憲久議員（良）に聞く

「労働者協同組合法」できたら社会がどう変わるか楽しみです

これからは地域の課題を地域の人々が解決していく時代――

働く人の意識変わる

「協同労働という働き方をする労働者協同組合（ワーカーズコープ）の法制化に尽力をいただいています。」

田村 ワーカーズコープの皆さんは、法人格もないなか、こまめによくやってこられたと思います。ただ、一定のことをやろうと思えば法人格を取らなければならぬ。組織としてのしっかりしたガバナンスがきいた下でやっていくようにしなければと考えました。

労働者協同組合法ができれば、その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらなければならぬ。その事業体をみんなで運営していかなくてはならない。そういう協同労働の理念がスポンと落ちました。

「この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです。」

全員が出資、運営も

「与党政策責任者会議で田村先生は「労働者協同組合」の概念や法制化の必要性についても説明されたと伺っています。」

田村 労働者協同組合については、こんな説明をしました。「労働者協同組合で」



「三重中高年雇用福祉事業団が運営する「夢虹房」を視察する田村議員」

は、組合に参画する全ての者が、出資をして組合員となり、総会等を通じて運営も行いながら、介護や子育て等、地域における多様な需要に応じた事業に従事する。自分らしい主体的な働き方を実現するとともに、多様な就労の機会を創出し、地域の課題解決、持続可能な活力ある地域社会の実現に資する協同組合である」

法制化の必要性についてはこうです。

「出資と労働が一体となった組織で、かつ地域課題を解決するための非営利の法人という形態は、現行法では存在していない。NPO法人は出資ができず、企業組合は営利性があるものとなっている。したがって、新たな法制度が必要だ」

――超党派の協同組合振興研究議員連盟でも、ご努力をいただいています。ぜひ今国会で成立するようお願いいたします。

田村 各党の皆さんとも協議しながら、頑張っています。

地方の疲弊これ以上看過できぬ 地域課題解決にもこの法が役割

与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長代理 榊屋敬悟議員(公)に聞く

イメージつかめず

「私たちワーカーズ
コープ(労働者協同組
合)は「協同労働の協
同組合法」を制定して
ほしいと、20年以上に
わたって運動してきま
したが、先生がこの課
題に取り組まれるよう
になったきっかけは。

榊屋 皆さんの運動
を受けて、2008年
に超党派の「協同出
資・協同経営で働く協
同組合法を考える議員
連盟(坂口力会長、仙
谷由人会長代行、長勢
甚遠幹事長)が結成さ
れましたが、法制化は
なかなか実現しない。
そのうち、元厚生労働
大臣の坂口先輩が引退

されることになり、公
明党の中では、私が引
き継ぐように言われた
のです。

しかし、協同労働、
労働者協同組合のイメ
ージをつかむことがか
なり難しかった。現場
を回ってみて、組合に
参画する方たちが主体
的で、よく議論し、地
域のために働いてお
られた。その姿に胸を
打たれ、これは頑張ら
ねばと思うて、今日ま
でやってまいりました。

地方創生特別委で

「法案骨子」がま
とまるまでの経緯を。

榊屋 平成29年3月
7日、「与党協同労働
の法制化に関するワー

キングチーム」を与党
政策責任者会議の下に
設置していただき、8
回の会合を開催。実務
者会議も設け、ワーカーズ・コレクティブの皆
さんとも率直に意見を
交わし、折り合いもつ
けていただきました。

平成30年12月20日の
ワーキングチームにお
いて骨子を取りまと
め、平成31年2月4
日、与党政策責任者会
議で「これでいい、あ
とは各党の中でしっか
り固めてもらいたい」
となり、2月27日の協
同組合振興研究議員連
盟役員会で説明しま
した。

―国会でも質問をさ

れましたね。

榊屋 3月19日、衆

議院地方創生に関する
特別委員会でも質問しま
した。

―地方の疲弊をこれ



主体的な働き方、多様な就労機会を

以上看過できない。自
分らしい主体的な働き
方、多様な就労機会の
創出のため、さらに地
域課題解決のために、
新たな法人制度、働く
者のための協同組
合」と訴えました。

片山さつき大臣は
「地方創生の観点から
も非常に有意義な取り
組みだ」と答弁されま
した。

この法は、志を立て
て自分たちで取り組も
うという方たちが、地
域でもっともつとご活
躍される状態をつくり
だすものです。

限界集落といわれて

設立は準則主義で

いるようなところで
は、地域の皆さん方が
自治組織で新しい働き
方を模索しておられ
る。ただ、自治体の端
末組織としての自治組
織では、経営という観
点からも課題が残る。

労働者協同組合とい
う法人格ができれば、そ
ういうところにも役に
立つと思います。

農村では、農協組合
員の女性たちが中心に
なって、女性ワーカーズ
という考え方で、小
規模の直売、レストラ
ンなどを1万力所くら
いやっている聞いて
います。

―ところで、法案の名
称は、仮称ですが、「労
働者協同組合法」とな
りました。

榊屋 これまでは
「協同労働の協同組
合法」「就業協同組
合法」「労働協同組
合法」などいろいろ出
ました。

我が国では個別分野
ごとに協同組合法制が
でき、農協など事業主
のための協同組合法、
生協のように消費者の
ための協同組合法はあ
りますが、働く人、労
働者のための協同組

法はない。そこで労働
者の協同組合、「労働
者協同組合法」にした
ら、ということで整理
できたものです。

―法案のポイント
を。

榊屋 組合基準で、
「組合員は、組合の事
業に従事するに当たつ
ては、組合と労働契約
(雇用契約)を締結
する」としました。最
低賃金、労働災害、そ
の他労働者としての保
護が及ぶ働き方をと
る。黎明期には最賃も
出せない、ということ
があると思いますが、
そこを乗り越えて発展

していただきたい。
「総組合員の5分の
4以上の数の組合員は
組合の行う事業に従事
していること」「組合
の行う事業に従事する
者の4分の3以上は組合
員であること」としま
した。この組合の事業
は何でもできる。悪用
するケースを防ぐ意味
もあつてです。

設立については準則
主義。また、出資配当
は認めず、非営利性を
明確にしました。

坂口先輩からも「平
成のうちに成立を」と
ハッパをかけられてお
り、全力を挙げます。

ギスギスした社会の潤滑油となる 議員連盟として早期成立へ全力

協同組合振興研究議員連盟事務局長

篠原孝議員(民主)に聞く

強さは地域社会に

―先生は「労働者協
同組合法」の意義につ
いて、どのように捉え
ておられますか。

篠原 人と人のつな
がり弱まり、バラバ
ラにされ、ギスギスし
てきた社会の潤滑油に
ピッタリだと思います。

日本社会の安定、日
本社会の強さの根拠は
地域社会にあった。同
じような生活をしてい

る人たちが助け合う。
農村、漁村が典型的で
す。林業の世界では、
誰のものでもない集落
の森林をみんなで手入

れし、漁業では協同組
合をつくり、禁漁期な
どを設けて資源を枯渇
させないようにしてき
た。都会でも落語に出

てくる、江戸時代の長
屋の八さん、熊さんの
ような人たちが助け合
って生きてきた。

ところがみんなの生
活も仕事も違うよう
になり、バラバラにな
って、安定した地域社会
が失われてきた。

いつもフラフラして
いる皆さんをちゃんと
迎えてくれるような、
あたたかい地域社会が
あればいいけれど、そ
れがなくなって、子育

て、介護、障がいとい
った悩みや、お店がな
くなってどうしようも
ないとかの問題を、な
んとかしたいという人
たちが協同して担うよ
うになり、地域に必要
なことはなんでもやろ
うという労働者協同組
合も広がってきた。

この法は、いろんな
分野、業種で使える。
一番美しい「トータル
な協同組合」というわ
けにはいかないけれど
も、労働者協同組合と
いう取り組みでつなが

り生まれ、ギスギス
感がなくなり、みんな
の居場所ができてあ
ることになれば、「みな
なもの」「みんなでや
る」という日本人のも
ともと持っている理
念を見直し、崩れか
つていた社会を立て直
すことにつながるの
ではと期待しています。

当たり前のこと

―先日、長野市にあ
る労働者協同組合の現
場を視察されました。

篠原 どこがモデル
なのか、よく分かりま
せんでしたが、働く人
たちの協同組合が待ち
望まれている、早く法
制化し、ダメな部分が
あれば直していけばい

い、と思いました。
私のイメージは、た
とえば、「社長が会社を
畳むという。でも5人
か6人か、働いている
俺たちみんなで行こう
とする」…それが端的
な労働者協同組合だ
と思います。そうす
れば技術も伝承される。
労働者協同組合は、
声高に叫ぶまでもな
く、共同体でやってき
たことだから当たり前
のこと。しかも、この
仕組みに乗っかりたい
という人は、ゼロから
ではなく、すでにやっ
ている人の協力を得ら
れる。きつとうまく回
っていくと思います。
議連として早期成立に
全力を尽くします。



ワーカーズコープ長野・篠ノ井事業所の「このゆびとまれ」を視察する榊屋、篠原両議員

「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」（田村憲久座長）がまとめ、与党政策責任者会議で了承され、超党派の「協同組合振興研究議員連盟」（河村建夫会長）役員会で確定した「労働者協同組合法案（仮称）「骨子」全文です。

労働者協同組合法案〔仮称〕骨子

第一総則

一 目的

この法律は、労働者等が自発的に協同して労働し、事業を行うことにより、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じた就労し、充実した職業生活を営むことが可能となることに鑑み、これらの者が出資し、事業を運営し、及びその事業に従事する組織について定め、多様な就労の機会を創出することにより、地域において多様な需要に応じて事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

二 組合基準

労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 組合員資格は、次のいずれかに該当する者であること。

① 組合の事業に従事する者

② 組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認める者

(2) 組合の総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事していること。

(3) 組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員であること。

(4) 組合員（監事である組合員を除く。）は、組合の事業に従事するに当たっては、組合と労働契約（雇用契約）を締結すること。ただし、理事は労働契約を締結しないことができること。

(5) 組合の総組合員の過半数が、組合と労働契約を締結していること。

(6) 組合員は、組合への加入に際し出資をすること。

(7) 組合員は、任意に脱退することができ、組合は、脱退組合員に對し、払い込まれた出資額を限度として払戻しを行うこと。

(8) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

(9) 毎事業年度の剰余金は、これを準備金及び就労創出等積立金として積み立て、並びに教育繰越金として翌事業年度に繰り越すこと。

(10) 剰余金の配当は、上記(9)の後、なお剰余があるときに、組合員が組合の事業に従事した程度に応じ行ふこと。

(11) 組合員の責任は、その出資額を限度とすること。

(12) 組合は、特定の政党のために利用してはならないこと。

第二 事業

一 原則

組合の行う事業は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、及び地域社会の活性化に寄与するものでなければならない。

二 事業運営の方針

組合は、毎事業年度、総会の議決により事業計画を定めなければならない。

三 組合員の意見の経営への反映

理事は、日常的に組合員の意見を聴いて、組合の経営に反映させるよう努めるものとする。

第三 組合員

一 組合員の資格

組合員たる資格を有する者は、個人であつて次のいずれかに該当する者とする。

(1) 組合の事業に従事する者

(2) 組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認めた者

二 脱退

1 組合員は、90日前までに予告し、その期日において脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によつて脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

三 出資

1 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

4 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第四 議決権及び選挙権

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等とする。

第四 設立

一 発起人

組合を設立するには、その組合員にならうとする3人以上の者が発起人となることを要する。

二 設立の方式

設立については、準則主義による。

第五 管理

一 定款

定款に関する所要の規定を整備する。

二 役員等

1 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。

3 役員の選任及び解任は総会の決議を必要とする。

4 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときには、理事の定数の3分の1以内に限り、組合員でない者のうちから、選挙することができる。

5 組合員の総数が1000人を超える組合は、1人以上の外部監事を置く。

6 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従ふものとする。

7 理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は4年以内において定款で定める期間とする。

8 組合に、全ての理事で組織する理事会を置く。

9 理事会は、理事の中から代表理事を選定する。

10 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

11 その他の役員に関する所要の規定を整備する。

12 1及び2にかかわらず、組合員の総数が20人以下の組合は、定款の定めるところにより、監事に代えて、全ての組合員（理事である組合員を除く。）をもって組織する監査会を置くことができる。

13 監査会及び監査会員に関する所要の規定を整備する。

第六 連合会

一 法人格

労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、法人とする。

二 事業

連合会は、定款の定めるところにより、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。

三 会員

連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であつて定款で定めるものとする。

四 設立

1 連合会の設立については、準則主義とする。

2 連合会を設立するには、その会員にならうとする2以上の組合が発起人となることを要する。

五 役員

1 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上とする。

3 連合会に、理事会を置く。

第七 行政庁による監督

行政庁による報告徴収等の監督に関する所要の規定を整備する。

第八 施行期日等

1 この法律は、〇〇〇から施行する。

2 企業組合又はNPO法人から組合への移行に関する規定を設ける。

3 その他所要の規定の整備を行う。

協同労働が地域のインフラとなり未来照らす日へ

日本労協連古村伸宏理事長が訴え 議員のみなさん、最後のご尽力を



古村理事長

私たちが求め続けた「労働者協同組合法」制定が、いよいよ最終局面を迎えた。40年に及ぶ協同労働とよい仕事の探求の成

方々をはじめとする多くの方々の努力が、この局面を迎える決定打になった。

しかし、法制化実現はまだまだ予断を許さない。国会会での制定を目標に、議員の方々に最後の「ご尽力をお願いいたします。私たちに

自身が出来る最大限の運動を起し、何よりも地域の必要にこたえる事業を、一層思いを込めて推進し、協同労働の可能性をすべての人々に届けよう。

協同労働が地域のインフラとなり、未来を照らす日を待望して。

自身が出来うる最大限の運動を起し、何よりも地域の必要にこたえる事業を、一層思いを込めて推進し、協同労働の可能性をすべての人々に届けよう。

協同労働が地域のインフラとなり、未来を照らす日を待望して。

協同労働が地域のインフラとなり、未来を照らす日を待望して。

協同労働が地域のインフラとなり、未来を照らす日を待望して。

協同労働の 現場紹介

ないならつくっちゃえ！

「ないなら、つくっちゃえ！」…映画「Workers 被災地に起つ」に、石橋妙子さんの言葉が紹介されています。「障がいのある子どもの居場所がない」と悩むお母さんにこう呼びかけ、放課後等デイサービスを立ち上げました。同じような実践が各地で。



石橋さん



広島市・協同労働プラットフォーム主催の仕事おこしシンポにはたくさんの人たちが

協同労働プラットフォーム事業 広島市が2014年度から

広島市は、地域課題を事業を通じて解決するため、協同労働の団体立ち上げと運営の支援をする「協同労働プラットフォーム事業」を2014年度から始めています。

ワークスコープが委託を受け、19団体が立ち上がり、自治会支援、たまり場、生活支

地域課題の解決へ 協同労働団体立ち上げ支援

援、耕作放棄地対策の農業、里山保全などに取り組んでいます。

60歳以上の人を対象に、生きがい就労につながる働き方などを目指してモデル事業として市内2区から始まり

ましたが、現在は、全8区に広がり、多様な働く団体が生まれています。



今、ほのぼのは訪問介護の他、学童保育5カ所、放課後等デイ2カ所、児童発達支援、就労支援、農業など、仕事を広げています。とくに子どもたちは米を作り、鶏を育て、

子ども食堂12カ所、おとな食堂200人
(北海道・旭川)

「給食がない夏休みなど長期休みになる」と、どんなやせ細っていく子どもたちがいる」。

2015年、北海道児童センター6館の指定管理者となったワークスコープは、この現実に出会って、「子どもたちの困難に介入しよう」「ワークスコープは目をそむけない」と、1人米1合運動、子ども食堂などに取り組み、

地域の人とともに、社会連帯組織「おとな食堂」も立ち上げました。子ども食堂は12カ所以上。おとな食堂には200人以上の市民が関わり、地域の企業、農家、JAなども加わり、行政を動かして、大

「助けて」「ギブアップ」言える 池袋西口清掃、保育園用務など

既存の社会のルールに無理やり乗ろうとしても、排除され、壊れてしまつたら、自分たちの力で自分らしく働ける場所をつくらうと、発達障害、統合失調症、アルコール依存症、引きこもり、リス

2013年に豊島区

池袋駅西口の清掃事業からスタート。よい仕事にがんばっていました。金額だけの入札で、仕事を失います。しかし、「安かろう悪かろう」の業者に地域から苦情が。随意契約も可能になるかたちで仕事復活しました。



木曾の街中にある和ケーション

さらに入居者が地域の役員になり、支えられるだけではなく、地域の支え手にもなっています。

放っておけない

国分ほのぼの
(鹿児島県霧島市)

たった1人の子どものために 学童保育5カ所、放課後等デイ2カ所などに

「うちの子が学童クラブに入れない。このままでは仕事をやめなければならぬ」

「うちの子が学童クラブに入れない。このままでは仕事をやめなければならぬ」

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お

長期休み、やせ細る子どもたち 「ワークスコープは目をそむけない」

「お客さんが来た、お

「お客さんが来た、お